別紙様式

誓約書

年　　月　　日

（あて先）稲毛区長

申請団体の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　　(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、　　　本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

当団体及び団体の事業が稲毛区地域活性化支援事業実施要領第２条各号及び第３条各号に該当することを誓約します。

この誓約に違反又は相違があり、補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

　　また、事務局が必要と認めた場合には、代表者本人及び関係者へ照会がなされることに同意いたします。

記

稲毛区地域活性化支援事業実施要領（抄）

第２条　要綱第２条第１号の対象となる補助対象団体は、次の各号にすべて該当しなければならない。

（１）稲毛区内で活動する町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、商業団体、ＮＰＯ法人又は市内の学生団体であること。市内の学生団体とは、市内の大学等の学生が複数人以上、自らの意思により団体の構成員として所属し、かつ、その活動において主要な役割を担う団体をいう。

（２）申請時点で１年以上継続して活動している団体又は今後１年以上継続して活動する見込みがある団体であること。

（３）団体の活動拠点が千葉市内にあること。団体が拠点を有しない場合には代表者が千葉市内に居住していること。

（４）当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は第９条第１項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（５）団体の代表者が未成年でないこと。ただし、当該支援事業の申請までに、保護者又は在学・在勤など所属する組織の承諾を書面で得ている場合はこの限りではない。

（６）会則・規約等を有すること。

（７）構成員名簿を有すること。

（８）次のいずれにも該当しないこと。

　　ア　営利を目的とした団体

　　イ　政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動を行っている団体

　　ウ　本補助金の交付を３回受けた団体。ただし、新規事業での申請についてはこの限りではない。

第３条　要綱第２条第１号に定める補助事業は、次の各号にすべて該当しなければならない。

（１）稲毛区内での活動であること。

（２）稲毛区における地域課題の解決及び地域の活性化に資する活動であること。

（３）補助金交付団体が自発的に計画し、責任をもって運営していること。

（４）同一内容の活動について、本補助金の交付が２回以内であること（ただし地域拠点支援における

設備補助は初年度の１回に限る。）。

（５）次のいずれにも該当しないこと。

　　ア　営利を目的とする活動

　　イ　政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動

　　ウ　特定団体の構成員のみを対象とした活動

　　エ　国、地方公共団体等からの補助、助成又は委託を受けている活動

　　オ　講演会・イベントの開催のみを目的とした活動

　　カ　その他区長が適当ではないと認める活動